



2020年7月30日

各 位

会 社 名 新都ホールディングス株式会社
 (JASDAQ・コード番号：2776)
代表者名 代表取締役社長 鄧 明輝
問合せ先 取締役 半田 紗弥
電 話 03-5980-7002

(開示事項の経過) 当社に対する訴訟の上告棄却及び上告不受理の決定に関するお知らせ

2019年9月12日付「(開示事項の経過) 当社に対する訴訟(控訴審)の判決に関するお知らせ」で開示したとおり、維健集團(香港)有限公司から提起された売掛金請求訴訟(以下「本訴訟」という)について、当社は東京高等裁判所の判決を不服として最高裁判所への上告及び上告受理申立てを行っておりました。2020年7月28日最高裁判所より当社の上告を棄却し上告審として受理しない旨の決定を受けました。これにより本訴訟に関する東京高等裁判所の判決が確定しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 判決のあった裁判所及び年月日
最高裁判所 2020年7月28日

2. 訴訟の経緯

当社は、東京地方裁判所において、2016年10月24日付で維健集團(香港)有限公司より訴訟を提起され、第一審において当社が仕入れた衣料品の売掛債権を原告が譲り受けたとして売掛金120万米ドル及びこれに対する遅延損害金の支払いを請求されました。当社は、第一審において原告である維健集團(香港)有限公司の主張のすべてに対し争っておりましたが、2019年1月15日東京地方裁判所において、当社に120万米ドル及びこれに対する遅延損害金の支払いを命ずる第一審判決が言い渡されました。

当社は2019年1月16日付にて、第一審判決を不服として東京高等裁判所に対し控訴を提起しましたが、2019年9月10日東京高等裁判所より控訴審判決の言い渡しを受け当社の控訴は棄却されました。当社はこれを不服とし、最高裁判所に上告及び上告受理申立てをしておりましたが、2020年7月28日上告棄却及び上告不受理の決定を受けたものです。

3. 決定の内容

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

4. 今後の見通し

本件判決による当社の業績に与える影響につきましては、判明し次第、必要に応じて適時開示を行ってまいります。なお、当社は東京高等裁判所の判決の結果を受けて、既に当社の財務諸表に訴訟引当金として計上済みである 120 万米ドル相当額を除く遅延損害金相当額及び控訴審に係る弁護士費用等について訴訟損失引当金 22,137 千円を計上しております。

以上